



許可番号第02448004487号

複写

産業廃棄物処分業許可証

住所 三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地
氏名 三重中央開発株式会社
代表取締役 平井 俊文

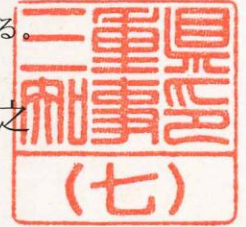
優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之

許可の年月日 令和6年6月24日

許可の有効年月日 令和13年6月12日



1 事業の範囲

【中間処理】

焼却

：汚泥(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、
廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、
家畜の死体(家きんに限る。)、処分するために処理したもの(廃肉骨粉に限る。)
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

※ 水銀含有ばいじん等は、水銀を当該汚泥1キログラムにつき300ミリグラムを超えて含有するもの及び水銀を当該廃酸又は廃アルカリ1リットルにつき300ミリグラムを超えて含有するものを除く。

以上16種類

乾燥

：汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、
廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、動植物性残さ、家畜のふん尿
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

以上6種類

乾燥
(肥料化)

：汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、
廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、動植物性残さ、家畜のふん尿
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

以上6種類

炭化

：汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、動植物性残さ
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

以上2種類

炭化
(肥料化)

：汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、動植物性残さ
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

以上2種類

破碎・選別

：廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く。)、
がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

以上9種類

破碎

：廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く。)、
がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

以上9種類

焼成
(焙焼)

：燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を含む。)、
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、
ゴムくず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く。)、
鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、
ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)、
処分するために処理したもの(コンクリート固化物に限る。)
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

※ 水銀含有ばいじん等は、水銀を当該産業廃棄物1キログラムにつき300ミリグラムを超えて含有するものを除く。

以上12種類

破碎
(破碎・成形)

：廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

以上1種類

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、
その他の用途による使用は無効とする。

- 選 別 : 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上 1 種類
- 加熱固化 : 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上 1 種類
- 溶融焼却
(溶 融) : 汚泥(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、
廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、
ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、鋳さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、
がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)、
処分するために処理したもの
※ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等は、使用され、又は含まれている水銀又
はその化合物の割合が相当の割合以上であるものとして、廃棄物の処理及び清掃に関する
法律施行規則第 7 条の 8 の 3 に定めるものを除く。
以上 1 7 種類
- 混 練
(混練造粒) : 燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、
廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、
鋳さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く。)
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上 6 種類
- 破碎・圧縮 : 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上 5 種類
- 破碎・圧縮固化
(RPF化) : 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上 5 種類
- 【最終処分】
埋 立 : 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、
ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を含む。)、紙くず、
木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、
がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)、
処分するために処理したもの
※ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等は、使用され、又は含まれている水銀又
はその化合物の割合が相当の割合以上であるものとして、廃棄物の処理及び清掃に関する
法律施行規則第 7 条の 8 の 3 に定めるものを除く。
以上 1 4 種類
- ※ ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
を除く。)」及び陶磁器くず」をいう。

2 事業の用に供するすべての施設
別表のとおり

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

昭和59年 1 月20日	新規許可	昭和63年 11月 8 日	変更許可	平成元年 3 月28日	変更許可
平成元年 4 月27日	変更許可	平成 2 年 6 月13日	変更許可	平成 7 年 6 月13日	更新許可
平成10年 10月29日	変更許可	平成12年 6 月13日	更新許可	平成13年 9 月25日	変更許可
平成15年 2 月27日	変更許可	平成16年 9 月 8 日	変更許可	平成17年 4 月18日	変更許可
平成17年 6 月13日	更新許可	平成17年 11月 7 日	変更許可	平成17年 12月27日	変更許可
平成18年 12月18日	変更許可	平成20年 4 月24日	変更許可	平成20年 12月25日	変更許可
平成22年 6 月13日	更新許可	平成23年 3 月10日	変更許可	平成24年 4 月12日	優良確認
平成25年 9 月26日	変更許可	平成26年 9 月10日	変更許可	平成27年 8 月18日	変更許可
平成28年 7 月26日	変更許可	平成29年 7 月 5 日	更新許可		
令和 7 年 7 月17日	事業の用に供する施設の変更届による書換				

5 規則第 1 0 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 有

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、
その他の用途による使用は無効とする。

(別表)

(七)

複写

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
破碎・選別	三重県伊賀市予野字鉢屋 4704-1, 4706	H11. 6. 2	30 t/日 (12h)	H25. 3. 26 変更許可	賀農環第3002-10号
破碎・選別	三重県伊賀市予野字鉢屋 4606, 4711-1, 4713-1	H10. 10. 29	250 t/日 (8h)	H10. 8. 14	賀生第1095-3号
破碎・選別	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713-1	H17. 9. 28	動植物性残さ 14. 53 t/日 (8h) 廃プラスチック類 金属くず、ガラスくず 2. 17 t/日 (8h)	—	—
破碎	三重県伊賀市治田3656-1	H30. 2. 20	120 t/日 (12h)	H29. 11. 27	賀地防第3002-3号
破碎	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713-1	H17. 9. 28	動植物性残さ 24 t/日 (8h)	—	—
破碎	三重県伊賀市予野字高塚	H16. 12. 2	115. 2 t/日 (8h)	H16. 1. 5	賀生第2095-2号
破碎	3442-1, 3442-2, 3442-6, 3442-22, 10214-26, 10214-27, 10215-1, 10215-2	H17. 7. 4	128 t/日 (8h)	H17. 6. 24	賀生第2095-2号
破碎		H18. 9. 27	7. 36 t/日 (8h)	H18. 9. 21	賀農環第3094-3号
破碎	三重県伊賀市治田字北福澤3656-1	R7. 7. 10	2, 848 t/日 (16h)	R6. 4. 12	5賀地防第3002号
焼却 (水銀含有ばいじん等処理 施設)	三重県伊賀市予野字鉢屋 4853-14, 4853-15	H10. 3. 23	130 t/日 (24h)	H 9. 3. 11	上保環第95号
乾燥 乾燥 (肥料化)			90 m³/日 (24h)		
乾燥 乾燥 (肥料化)	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713-1, 10611-1, 10611-2, 10613-1, 10614-1, 10616-1, 10616-3, 10617-1, 10618-1, 10621-1, 10624-1, 10625, 10626-1	H25. 9. 13	100 t/日 (24h)	H23. 3. 25	賀農環第3064-6号
焼却 (水銀含有ばいじん等処理 施設)		H25. 9. 13	318 t/日 (24h)	H23. 3. 25	賀農環第3064-4号
焼却 (水銀含有ばいじん等処理 施設)		H25. 9. 13	318 t/日 (24h)	H23. 3. 25	賀農環第3064-5号
炭化 炭化 (肥料化)		H25. 9. 13	30 t/日 (24h)	H23. 3. 25	賀農環第3064-7号
焼成 (焙焼) (水銀含有ばいじん等処理 施設)		H25. 9. 13	187 t/日 (24h)	H23. 3. 25	賀農環第3064-8号
焼成 (焙焼) (水銀含有ばいじん等処理 施設)	三重県伊賀市予野字鉢屋 4631-1, 4701-1, 4701-10, 4704-1, 4606, 4706, 4713-1, 4704-2, 4700-1, 4711-1, 4702-3, 4711, 4621, 4631-3	H13. 7. 25	備考 1 200 t/日 (24h)	—	—
破碎 (破碎・成形)	三重県伊賀市治田字北福沢 3651-1	H29. 11. 6	8. 71 t/日 (11h)	H29. 8. 23	賀地防第3002号
選別		H15. 2. 3	11 t/日 (11h)	—	—
加熱固化		H15. 2. 3	1. 32 t/日 (11h)	—	—
溶融	三重県伊賀市予野字鉢屋 4631-1, 4701-1, 4701-10, 4704-1, 4621, 4631-3, 4700-1, 4702-3, 4704-2	H17. 11. 29	4. 75 t/日 (24h)	H18. 10. 1	賀農環第3098-9号
溶融焼却 (水銀使用製品産業廃棄物 処理施設、水銀含有ばい じん等処理施設)		H28. 7. 5	4. 75 t/日 (24h)	H28. 7. 4	27環生第18-22-2号
混練 (混練造粒)	三重県伊賀市予野字鉢屋 4542-4, 4690	H20. 3. 27	400 t/日 (16h)	—	—
破碎・圧縮	三重県伊賀市予野字鉢屋 4542-4, 4623, 4631-1, 4638, 4701-2, 4621	H20. 11. 26	69 t/日 (12h)	H23. 7. 25 変更許可	賀農環第3002号
破碎・圧縮固化 (RPF化)			69 t/日 (12h)	H23. 7. 25 変更許可	賀農環第3002-3号
			破碎・圧縮固化 (RPF化) 42 t/日 (12h) 42 t/日 (12h)	H27. 7. 28 R6. 3. 26 変更許可	賀地防第3002-2号 賀地防第3002-3号
最終処分場 (管理型) (水銀使用製品産業廃棄物 処理施設、水銀含有ばい じん等処理施設)	三重県伊賀市予野字鉢屋4606 他71筆 三重県伊賀市予野字高塚3496-1, 3496-3 三重県伊賀市予野字塔ノ木4353 他24筆 三重県伊賀市予野字奥アマミ 10691-1, 10691-4, 10697-7 以上102筆	S59. 1. 20	埋立面積 361, 711 m² 埋立容量 12, 807, 077 m³	R元 12. 24 変更許可	環生第18-23号

備考1：取扱品目は、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（無機性汚泥に限る。水銀含有ばいじん等を含む。）、

ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。） 以上4種類

3 / 3

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、
その他の用途による使用は無効とする。